

学位研究第15号 平成13年11月（研究ノート・資料）  
[大学評価・学位授与機構 研究紀要]

大学評価・学位授与機構における学位授与事業関係の  
調査研究について

Missions, Experiences and Directions:  
Research Activities connected with Degree-Awarding Works  
of National Institution for Academic Degrees (NIAD)

館 昭  
TACHI Akira

はじめに	143
1 機構の機能	143
1-1 機構の機能の法的な規定	143
1-2 機構が学位授与権をもつ意義を問う	144
1-3 2形態の学位授与, 2種類の授与機関	144
1-4 課程の認定や審査による学位授与-CNAAの提起したもの	146
1-5 大学の他機関認定権とアイルランドの学位授与機構	147
1-6 学外学位課程の概念	148
2 単位累積加算制度について	148
2-1 単位累積加算制度と単位制度は本来同じもの	148
2-2 日本では機構の制度を指す	149
3 機構における調査研究	150
3-1 機構の制度の展開のための研究開発	150
3-2 大学の学位制度運用の支援	150
3-3 学位制度及び単位制度に係わる高等教育政策の支援	151
4 研究課題	151
4-1 基礎調査	151
4-2 単位累積加算制度の展開	152
4-3 学位の体系性の調査研究	153
4-3-1 学士学位の意義及び大学のカリキュラムの調査を通じての診査基準の開発	153
4-3-2 海外の学位及び単位修得認定制度の把握	153
4-4 大学外学習の単位修得認定方法の調査研究	154
4-4-1 大学外高等教育機関, 企業, 公共機関等における学習の認定方式の検討	154
4-4-2 海外の学位及び単位修得認定制度の把握	155
4-5 制度発展の検討	155
4-5-1 見込み申請手続きの一般化方式の開発	155
4-5-2 高卒後単位累積加算制度による学士授与制度の検討	157
4-5-3 単位累積加算修士授与制度の検討	157
4-5-4 大学外学習の単位修得認定方法の開発	159
4-6 関連の研究課題	159
4-6-1 CEUスキームの確立及び普及	159
4-6-2 IT遠隔学習の動向	159
4-7 課程認定方式の革新	160
ABSTRACT	161

# 大学評価・学位授与機構における学位授与事業関係の調査研究について

館 昭\*

## はじめに

私は、平成3年7月の学位授与機構の発足時から審査研究部（現、学位審査研究部）の1教員として、約10年の間、学位授与機構の仕事にかかわってまいりました。平成11年4月に機構に大学評価機関創設準備室が設置され、6月からそちらに籍が移って審査研究部は兼任となり、平成12年4月の大学評価・学位授与機構への改組では評価研究部の所属となっております。そのようなことから、機構における学位授与事業関係の調査研究の立ち上げに係わって来た人間として、これまでの経緯と今後の展望などについてお話ししたいと思います。

## 1 機構の機能

### 1-1 機構の機能の法的な規定

まず、学位授与機構は、すでに述べましたように、平成3（1991）年に創られました。臨時教育審議会以来、「単位累積加算制度」の実現可能性が問われており、また、いわゆる省庁大学校を出た方が学位を取得できる方策が求められていました。機構は、法律的にはその2つの問題と解決するものとして設置されました。

ただ、前者の「単位累積加算」に関してその文字通りの形ではなく、「短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者」（学校教育法第68条の2）に学士を授与する制度、つまり短期大学・高等専門学校等を卒業した人がさらに単位を積み上げた場合に、審査をして学士の学位を出す仕組みとして作られました。それから、後者は、「学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者」（同上）に学位を授与する制度として実現しました。言葉は難しいのですが、いわゆる省庁大学校の一部、大学校の内で大学に類似した教育を行っている学校の修了者に審査の上で、こちらのほうは学士だけでなく修士、博士まで出すとするものです。

---

\* 大学評価・学位授与機構 評価研究部 教授

本稿は、「大学外高等教育の展開状況と大学との関係に関する日米欧の比較研究」（科学研究費補助金 基盤研究(B) 平成12～14年度 研究代表者 吉川裕美子)による講演(平成13(2000)年3月30日)に手を加えたものである。

機構における調査研究は、そういうこれまでの日本では存在しなかった仕組みで学位を出す機関が、それに係わって調査研究を行うものです。法律上は、「学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行う」（国立学校設置法第9条の4）という表現の目的が示されています。

### 1-2 機構が学位授与権をもつ意義を問う

しかし、そもそもなぜ学位授与機構が学位を出すのか。大学という名前ではない機関が、なぜ学位を出すのか。今日の話は研究プロジェクトの一環ということですので、私も1研究者の立場で、まず、その解釈についてお話ししたいと思います。

機構の発足に際しては、大学以外で学位を出すべきではない、学位授与権は大学のものだと、とりわけ論文博士を出すのはまかりならんという意見があったようです。結果として、上記のような極めて限定的な学位授与となり、また論文博士は扱わないことになりました。しかし、当時、一体なぜ反対するのか、なぜ賛成するのか、学位とはなにかということを吟味した上で、原理的な議論がなされた形跡はありません。反対する側は、学位は大学のものだというばかりで、賛成の場合もとにかく必要だと言う。実際には、高等教育の構造に柔軟性を求める社会の雰囲気に加え、防衛医科大学校に博士課程相当のものをつくってみたものの学位が与えられない、これは何とかしないと大変だということが先行していました。学位授与機構が非常に半端な時期、つまり7月に創設されたのは、9月にはそこからの修了者が出てしまう。これに間に合わせるためには、それ以上待ってられないという事情があったのではないかと想像するわけです。

こういう言い方をするのは、実は私は平成3年7月の創設時からの専任教官ではありますが、就任の依頼があったのは創設の直前で、創設の準備には全くかかわっていないからです。そして、着任してから、創設準備の報告書とかの関係の書類とかを勉強してみると、かならずしもそういう原理的な考察が十分なされていないことに気が付いたわけです。

当初専任は私1人でしたので、審査業務の実務的な確立に精力を注がなければなりませんでしたが、そうした原理的な基礎を固めることなしには審査業務もおぼつかなくなると思いました。また機構としては調査研究業務が課されているという意識で、機構が学位を出すことの意義を考えてみました。

### 1-3 2形態の学位授与、2種類の授与機関

少し勉強を始めてみますと、この学位授与機構という機関は、ある特色を持っていることに気づきます。それは機構の機能面での特徴です。名前の違いは別として、機構と大学との違いは、大学では自ら教育した者に対して学位を授与している。それに対して、機構は自ら教育した者でない者に対して学位を出す。また、大学は当然ながら教育機能を持つ機関ですが、機構は直接の教育機能は持ちません。学位を授与する権限を大学に限るとう議論は、学位は学位につながる教育機能を持つ機関が、自ら教育した者に対して出すものであり、したがって大学だ

けが学位の授与権をもつべきだという主張につながるわけです。

ところが、必ずしもこれは学位の授与権のあり方として絶対普遍のものではありません。自ら教育して学位を出すという発想が一番強いのはどうもアメリカだと思います。アメリカの場合、博士まで含めて教育課程という非常に意識が強く、自分のところの教育課程を経た者を、審査はきちんとするわけですが、そして審査のときは、教えた先生だけではなくて、外部の協力も得て大学ぐるみで審査する。したがって、外部性はあるわけですが、いずれにしても自ら教育した者に対して学位を出すという意識が強い。

日本の場合は、そういう原理をよく考えた上での学位授与権大学限定説ではありません。その証拠に、一方で審査によって学位を授与する論文博士の制度があります。実際には、誰で受け付けて審査するというよりは、何らかのコンタクトのある者に出すという実態はあるようですが、原理的には「自ら教育した者以外に対しても学位を授与する」という方式が一方であるわけであります。

後で述べますように、アメリカの場合でも、よく調べてみると、自ら教育しなくても学位を出すという制度はなくはないのですが、イギリスになりますと、それは、教育機関と学位授与機関の分離という形で、明瞭な姿を示します。そもそもイギリスでは中世以来のオックスフォード、ケンブリッジの両大学が学位授与権を独占しており、イギリスに新しく近代的なカレッジがロンドンに育ってきたときに、これらのカレッジは学位を出すことは認められませんでした。そして種々の運動の結果、1836年に、1個1個のカレッジが学位を出すのではなくて、ロンドン大学というユニバーシティに学位授与権が与えられて、カレッジ自身には学位授与権はないけれども、ロンドン大学が出すというシステムが生まれました。そういう意味では、ロンドン・ユニバーシティ自体は教育をしない機関でありまして、教育をしているのはカレッジである。ロンドン大学ほど明示的ではありませんけれども、もしかするとオックスブリッジなども、カレッジとユニバーシティという関係には似た構造があったのかもしれない。ただ、はっきりと外に形があらわれてそうになっているのはロンドン大学です。

そういうロンドン大学でありますから、今度はその権限を広げて、external studentという概念を使って、必ずしもロンドン大学傘下のカレッジだけではなく、どこのカレッジでも、さらにはどこで勉強しても、ロンドン大学の正規学生と同じ試験問題をクリアした学生には、学位を出そうというexternal programを、創立のわずか20年後の1858年には、もつに至ったということであります。この当りは、広島大学の安原義仁氏が、明らかにしておられたところです。

このようにロンドン大学の場合は、自ら教育した者以外に対して審査によって学位を出すものであり、ロンドン大学自体は教育機関ではありませんが、参加のカレッジまで含めた全体をみた場合は教育機能をもっているわけです。このように、自ら教育した者以外に対して学位を授与する場合でも、授与機関自体は教育機関であることが一般です。なぜ教育機関が学位を出すというと、これは学位の質の標準を知っているということだと思います。自ら教育して、それだけの者を育てる。それと同じ水準に達した者に対して学位を出すということです。

ある意味で審査して学位を出すという方法がいかかわしいのは、質の部分を担保する装置が

ない場合があるからです。教育機関ならそれが当然に備わっていると考えられます。ですから、external degree program（学外学位課程）とされるもののうち、アメリカのいわゆる Degree Mill になると、そうした教育機関としての母体がないのに学位を出すのはかなり怪しいと言われている。にもかかわらず、自ら教育を行わず、課程の認定や個人の審査を通じて学位を授与する、正統な機関が幾つか存在しているわけであります。それが、イギリスでは C N A A だったわけであります。

#### 1-4 課程の認定や審査による学位授与—C N A A の提起したもの

C N A A は、Council for National Academic Awards の略であります。全国的にポリテクニクが、かなり実務的であるが高度な高等教育を行う機関がイギリスに育っていったときに、これが学位を出せないという状況がありました。そこで学位の問題を処理するために Council、公的な法人格を持つ委員会組織をつくって、その審査、認定を受けたカレッジの卒業生には学位を出そう、学位授与権自体は C N A A が持っているのだ、という装置をつくったわけであります。

日本の場合も、水準というよりは学校制度上の問題で学位授与権をもてない、授与できない機関があり、その解決が防衛医科大学校でいよいよ焦眉の急となったわけですけれども、そういう学校が6校ほどあった。それに学位授与権を持たせるようにするのか、それともそのための公的な機関をつくって処理するのかという問題が起こったわけでありまして、その結果として C N A A がモデル視とされたわけです。

C N A A を相当なぞる形で我が N I A D、学位授与機構が構想され、ちょうどそのとき世の中はそういう組織、機関単位での学位の問題があると同時に、多様化、流動性、柔軟性ということが言われていて、ごく抽象的にいろいろな高等教育機関で勉強した者に学位をあげられないかとか、そういう理想論的な議論が一方ではあったわけです。

ところで、C N A A はポリテクニクに対して学位を授与していましたが、一方でその命運が尽きつつあるということは、どうも学位授与機構をつくろうと日本が構想したところに既にあったようです。というのは、学位授与機構がつくられた翌年にはポリテクニクが大学に昇格して学位授与権を得たことにより解散してしまっているのです、日本で調べたときにその兆候を見ていたかどうか、私はその時点での調査には加わっておりませんのでわかりませんが、ただ C N A A には新しい芽が芽生えていました。

というのは、C N A A のやってきたことが何かというと、自主的に高等教育と同等の教育を受けた人には学位を出してよいのではないかと、同じ資格を与えるべきではないかという原理、それが C N A A の中に芽生えていた。それを普遍化するために C A T S（Credit Accumulation and Transfer Scheme）という考えを出してきた。これが、日本で「単位累積加算制度」と訳された、あるいはそれと同じものと思われた制度であります。大学以外の機関で丸ごと勉強するというだけではなくて、大学相当の単位を集めて学位を出したらよいのではないかという発想があって、C A T S を提案した。

それから、質の保証のための認定制度です。これはポリテクニクを認定するという行為から、

実はイギリスの旧来のチューター制度に対するアンチテーゼとなっています。要するに、ある程度質がよければ、絶対的な学位授与権、全面的な学位授与権をばんと与えてしまって、後は自分で自分たちの問題にすべきという大学のチャーター制度に対して、ポリテクニクに学位を授与するにあたって *accredit, approve* という認可の手続き踏みました。

この二つのノウハウは、実はイギリス社会の中に生き残っています。C N A Aが直接ポリテクニクを認定するという行為は制度的に雲散霧消しましたが、理念とその考え方、システムは生き残りました。どこに生き残ったかという、認定とか質を保証するということです。それはポリテクニクに限らず大学まで質を保証するのだということで、その流れはQ A A (Quality Assurance Agency for Higher Education)、高等教育品質保証機関に受け継がれて、実際人間もそちらに流れています。そういう意味では、ポリテクニクという分野では機能を失ったけれども、大学全体に手続きを踏んだ認定、質の保証という機能が残っている。この質の保証に関しては後で申し上げます。

以上のような経緯からおわかりになるように、C N A Aがなくなったということと、日本で学位授与機構が必要でなくなるということとは全く関係がありません。

#### 1-5 大学の他機関認定権とアイルランドの学位授与機構

それから、大学以外の高等教育機関の認定という機能は、もともとC N A A以外がもっています。要するに、イギリスで学位授与権をもつということは、そういう認定をしてもよいということです。すべての大学がもっています。ただ、それを積極的にやるかどうか。オックスブリッジは、そんなことを積極的にやる理由はない。ただ、ほかの大学ではいろいろやる理由もある。それが一番強い大学が、オープン・ユニバーシティです。これは、遠隔教育をやると同時に、そういう非伝統的な高等教育機関を育てるという使命感を感じているので、C N A Aの認定部分はオープン・ユニバーシティが引き取りました。ですから、ロンドンのオフィスを丸ごと引き取りまして、お金の関係がどうなっているのかは知りませんが、仕事と人間を引き取った。したがって、各大学の中でそういう認定部門が一番強いのはオープン・ユニバーシティです。

しかし、イギリスの大学はすべて海外のそういう課程まで認定できますので、この10年ぐらいフランチャイズという概念が大いにはやりまして、質の低下が言われて、ここ数年は縮小したりもしています。要するにそういう権限をもっているということです。

日本の大学の場合は、簡単に言えば、片や自分の育てた学生以外には学位を出せない。論文博士はあるが、原理的にはあいまいな制度である。逆に学位授与機構は自分の学生は絶対もてなくて、外部性のあることだけをやる。しかし、学位授与権が「これをやりなさい」「これをやりなさい」とばらばらに与えられているので、原理性ははっきりしない。ただ、読み解いてみるとそういう原理性が働いているということだと思います。

そういう論理でいくと、C N A Aは形の上ではなくなっていますが、実質上はイギリス社会の中に存在します。ただ、形が見えないというのはおもしろくないので、隣の国で見つけてき

たのが N C E A (National Council for Educational Awards) です。Education となっていますけれども、これは高等教育レベルの award、学位と資格の認定機関でありまして、これが C N A A に遅れること 10 年ぐらいでつくられて、今も健在であります (2001 年 6 月に、H E T A C Higher Education and Training Awarding Council に改組)。

## 1-6 学外学位課程の概念

今お話したような内容は、概念的には external degree program、学外学位課程を問題にしてきたことになると思います。要するに内部性 internal の学部に対して、外部性 external のプログラムということでありまして、この概念は数年前までよく使われていました。にもかかわらず、外部性のほうはやはり社会の一般的な、ごく通俗的な威信からいうと低いという実態もあります。それに加えて、アメリカを中心とする Degree Mill がこの概念を頻繁に使ったので、非常に危うい概念になっているという状況です。そのために正統派の人は、学外学位という概念を残念ながらあまり使わなくなっています。

もう一つ学外学位という概念が使われなくなった理由は、実は外部性と内部性の区別が減ってきたからであります。これは最後のところで申し上げますけれども、IT を用いた遠隔学習が盛んになって来ており、遠隔学習もある種の外部性で、広い意味では external degree という言葉が使われることがあります。狭い意味では違いますが、そういう意味で external と internal の区別が非常に曖昧になってきた。それから、遠隔プログラムを展開するときに区別していないというのが売りになっていますので、そういう意味でも external という言葉を積極的に使えなくなっています。現在では区別がないというのはそういう意味で、研究上、私もつい最近まで学外学位という概念を使ってきましたが、控えております。ただ、概念的に間違っているわけではありません。むしろあるものを的確にあらわす概念だと思えます。

## 2 単位累積加算制度について

### 2-1 単位累積加算制度と単位制度は本来同じもの

次に単位累積加算制度について、基本的な捉え方についてお話いたします。先ほどイギリスの C A T S, Credit Accumulation and Transfer Scheme が、日本の単位累積加算制度の議論のモデルになったのだらうと申し上げましたが、実はイギリスの文脈で見えますと、これは単位制度そのものの導入の議論であります。accumulation ですから、単位を累積できる、これは単位制度の基本です。累積できなかつたら単位になりません。transfer、つまり他に使えなければ意味がありません。だから単位制度のことです。C A T S というのは、単位制度の性格をあらわすために使っている用語であって、単位制度以外のものではありません。

この点は日本人がちょっと誤解したようでありまして、日本の文脈で読んでしまったということだと思います。日本の大学では単位制度を形式上は全部取り入れているわけです。これは単位互換という概念があるように、全面的か部分的かはともかく transfer できるもので、それか

ら卒業単位を124単位と積み上げますから、加算しています。ですから、加算し、transferできるというのは、単位制度の性格を言っているのであって、単位制度以外のものを言っているものではありません。

ところが、日本では単位制度は何だということをたぶん考えたことがなく、あれはアメリカから押しつけられて、そういう制度になっているのでやっているのだと思っていたのか知りませんが、日本の大学の問題は、制度をあてがいぶちのように考えていて、簡単な制度まで自分たちでつくらない。それはともかく、そういうところから来ているのかわかりませんが、とにかく残念なことに、CATSとは何か別のものだと思っていたようです。したがって、そういう文脈から読むと、日本で議論している、単位を集めて124単位あれば学士を出せばいいと考えている人々から、そういうことを実現する制度と読まれた。極端な話そうなのですけれども、そう読まれてもしょうがないような要素があったのは、実はこのCATSの一番の提唱者がCNA Aだったことです。これは大学ではない機関が提唱しているから、学位授与機構の話と結びつきやすかった。

しかし、これにはCNA A-CATSという固有名詞がついていて、CNA Aが提唱しているスキームです。CNA A-CATSの単位は、日本の1単位に当たる1週間分の学習量と4単位と計算し、1年間に120単位分の学習を求めます。オープン・ユニバーシティでも当然単位制度を取りましたが単位はもっと大きなブロックです。つまり、CATS自体はCNA Aが提案している単位制度だということです。ただ、CNA Aがやる場合は、当然CNA Aは最後に学位を出しますから、CNA A自体が単位累積加算の課程をもっているようにみえる。しかしCNA Aの提案の本質は、そういう単位制度をポリテクニクや大学が使ったら単位互換が容易になると、そういう提案だったのです。

それから単位累積加算といっても、何でも学習先はどこでもよいというほどまでいなくて、やはり体系性が必要ですので、どこかのポリテクニクに所属して勉強することを構想しています。にもかかわらず、CNA Aへの中央登録も認めました。この点のみで、学位授与機構での単位累積加算制度に基づく学位授与の話とつながってくるのですが、そういうふうには読まれなくて、CNA Aのやっているのは日本のと同じだというような理解がなされていた節もあります。したがって、CNA Aがなくなると同時にCATSはどうなったんだと問われる向きがありました。要するにそれは文脈が違うということで説明してまいりました。

## 2-2 日本では機構の制度を指す

そうはいうものの、単位累積加算制度というのはどうも日本では、機構における単位制度、つまり機構が運用する、本来単位累積加算という性格をもっている単位制度、というふうになされている。こうなったら逆手に取って、それでもいいかなと思うのですけれども、将来的なことも考えるとそうもできないので、昨(2000)年まとめました「単位累積加算制度に関する調査報告書」では、そうした用語方の問題を指摘した上で、学位授与機構で請け負うということになれば、これだけの手立てをしていただかないと実現できないし、世界的にもそんなに

一般的な制度ではないと、そういう結論にまとめたという経緯は、以上のようなところから来ているわけです。

### 3 機構における調査研究

#### 3-1 機構の制度の展開のための研究開発

次に、機構における調査研究は基本的に何をやるものかということをお話いたします。法令上は、「学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行う」と、何かいやに限定した書き方がされています（国立学校設置法第9条の4）。その言葉は受け止めたとしても、その上で、基本的に機構のほうは、先ほど述べたような、自らは教育を行わないけれども、しっかりとした大学と同程度の教育をしている機関の修了者、あるいはそういう勉強をした人たちに学位を出す、という普遍的な原理を、実現可能なレベルで実施していくという使命を持っているというふうに解釈いたしますと、そこにおける研究の役割とは、そういう機構の制度の展開のための研究開発だろうと思います。

この機構自体がそういう明確な使命とミッション、これは読み込んだ上でのミッションでありますけれども、そういう使命と役割を持ち、課題を負っているわけでありますので、そういう目的機関という性格があるわけです。

#### 3-2 大学の学位制度運用の支援

もう一つ、機構は教育をしないけれども学位を出すということで、ただあるがままに出しているということではないから、学位について非常に意識的にならざるを得ない。本当は大学も学位を出しているわけですから、自分たちの学位はどういうものかということの研究しながら出していただきたいし、並行的にお互いに研究していくというのがよいと思います。

そうだとすると、機構自身にも学位に対する一般的な研究が必要であります。大学が一生懸命質のよい教育をされて、そこに学位を張りつけて出しているという行為はよいのですけれども、しかし大学全体の中で、あるいは外部社会との関係で、学位というものは果たして、ただのレッテルなのか、実力を示す資格なのか。今の日本の状況では、世間では後者が強くなっているわけです。

例えばMBAは、学位という概念とは離れて捉えられているかもしれませんが、Master of Business Administration、つまりMasterという学位の概念にビジネス能力を込めて、実力を込めて学位を出しているわけであります。そして、その学位を、今のビジネスマンの方達は先を争って取り出しているわけですから、そういう意味では社会は変わりつつあるわけで、やはり学位を出すことの重み、学位という言葉を使うことの重みということを明確にしていかなければなりません。

そういう動向を考えますと、とても手が回らないわけでありますけれども、私は今、直接学位のほうの担当者ではないのでお願いみたいになってしまうわけでありますが、機構の制度の

展開のための研究開発というのが使命として当然あるわけでありませけれども、それは大学の学位制度の運用を結果的に支援するということにならざるを得ない。

### 3-3 学位制度及び単位制度に係わる高等教育政策の支援

あるいは、もっと敷衍して、学位制度および単位制度にかかわる高等教育政策を支援せざるを得ないのではないか。

例えば、ごく最近の専門大学院の設置基準改正で、専門大学院と呼ばれるものがつくられつつあります。あれは一つの象徴で、私から言うと、大学院レベルの学位課程というものが知的な専門職を運用、開発する能力を育てる、純粋科学の研究者を育てる。その両方を育てなければいけないわけですが、それは違うものである。修士論文を書けない人にプロジェクト研究でよいというわけではなくて、プロジェクト研究をできる人を育てる、あるいはそういう職務能力のある人を育てる、それが修士である。あるいはメディカル・ドクターである。病気を治せる人がメディカル・ドクターであって、病気について客観的な知識を持っているというか、病気に関する純粋科学の研究をされた方というのは、質の違うものです。

ですから、その質の違いを、両方とも学位であるということをしかりしてもらわなければいけない。まだ十分ではありませんけれども、その一つのきっかけになる専門大学院の設置基準の改正ということに、これは文部省のほうから頼まれた事情もありますけれども研究して、それが反映しています。そういう意味では、既に、口幅ったいですけれども、小なりといえどもこの高等教育政策の支援をしてきています。

正直言って、学位というものに対してまじめに研究に取り組んでいるところはない。ですから、何でもやらなければいけなくなりますが、本来は機構の制度展開のための研究開発のところが十分できればよいと思いますけれども、その前提の地ならしも我々がやらなければいけない状態です。これは我々の専売のものではなくて、各所で本格的にやっていたかなければいけないことですけれども、とりあえずはそういうことです。

## 4 研究課題

### 4-1 基礎調査

そういう研究の使命とか役割があるとする、どういう研究課題をやっていくか。この研究課題に関しては、機構の制度の展開のための研究開発の話に限らせていただきたいと思います。まず、研究課題の1番目には基礎的な調査があります。これは何を指しているかという、現実には学位授与業務の中で扱っている対象、つまり申請者、学位授与者、あるいは短大、高専の認定課程の状況を把握するという、大学でいえばInstitutional Research, IRのレベルだと思います。要するに、自分たちの扱っている対象をきちんと把握すること。

この部分に関しては、当初手薄で十分なことをしてこなくて申し訳ないのですけれども、とにかくまず事務の人に手伝っていただいて直後調査を、かろうじてその当初から、いわゆる短

大、高専の積み上げのほうの学士取得者には必ずアンケート調査しています。これは大学校の方にはやっていません。それで、少し陣容もいただいて、それから事務のほうの理解も出てきて、ようやく学位取得者に対するフォローアップ調査を始めました。そのルーチンワーク化ということで、IR的な調査を行っています。

ただこれも本当は、大学校とか、それから直接の受益者だけではなくて、周囲の認定課程の先生の調査とか、いろいろなこともやったほうがよいと思うのですけれども、ここでは手薄さとお金の問題であります。しかし、これは怠ることのできない重要な調査研究であるということです。

#### 4-2 単位累積加算制度の展開

次に、単位累積加算制度の展開です。以下では、世の中の誤解にあわせて、大学の制度は単位制度、我が学位授与機構でやるのは単位累積加算制度と区別いたします。もっと違う点もあるかもしれませんが、単位累積加算制度の展開、発展のためにすべき研究が、機構の業務であります。この単位累積加算制度のことに關しては、臨時教育審議会で言及されました。それを大学審議会が受け止めて、学位授与機構のところに入れ込んだ。ただ、単位累積加算制度という言葉を使うことは控えながら、こういう要素のものだと。

「基礎資格」という言葉は後から作ったのですけれども、とにかく高等教育を組織的に受けた経験を持っている人をベースにする。だから、一からの積み上げではないということで、短大、高専、それに相当する旧国立工業教員養成所の卒業生や大学の中退者などが対象で、基本的には短大と高専の卒業生が次に勉強する場合は機構の審査を要する。かつ、そこに短大、高専の場合には専攻科を認定して、その単位も認めるという制度をつくった。そこからスタートしているわけです。

機構のそういう学位授与制度は、原理的にいうと、高等教育レベルの教育課程に、学位を授与するにふさわしい教育内容の課程がある。しかし単位累積加算制度でいうと、そういう課程はさておき、勉強を下から積み上げて学位にふさわしい学習をしている人に学位を与えるシステムを構築していく、というのが課題でありまして、大学審議会の答申の中でも、単位累積加算制度については学位授与機構でさらに調査すればよいということが書き込まれています。それが先ほど述べた去年の報告書につながっていますが、まだ研究中ということです。もっとも研究は終わっていますが、要するに正確な判断ができないというだけだと思います。

さて、以上のような基礎的な研究をしてきましたが、何を研究するかについては、2つの方向があると認識して研究してきました。

機構が校費でもらっている研究プロジェクトには2本あります。それが大局的に言って、学位授与機構の、特に単位累積加算に係わる研究の大枠のテーマです。当時の文部省、財政当局は、これは要するに機構の普遍的な研究課題とお認めいただいたのが期限がついていません。今もついていないのではないかと思います。

その2本の柱は、学位の体系性に関する調査研究と、それから大学外の学習の評価に関する

研究です。したがって、これは1個1個のプロジェクトというよりは、学位授与機構が校費でやっている研究の2本柱という発想だと思います。

### 4-3 学位の体系性の調査研究

#### 4-3-1 学士学位の意義及び大学のカリキュラムの調査を通じての審査基準の開発

学位の体系性の調査研究がなぜ必要かという、これは単位累積加算してやりますから、ただ足せばいい、124単位あればいい、修士だったら30単位あればいい、そういう話ではありません。場所的、時間的に複雑な組み合わせで学習していった場合にも、学位を授与するにふさわしい学力があるとみなされる体系性とは何なのか、ということでもあります。

これについては研究の成果が個々あるというよりは、ご存知のように大学から学位の名称の調査で、便覧、カリキュラム、シラバス類を一生懸命集めました。狭隘な施設しかいただけなかったというようなことがあって、これは蓄積されていないのですけれども、その時々審査に使った以上に、カリキュラム等を全大学からいただいてまとめようと思いました。本当に審査だけだと、どうも事務手続上は「学士学位の意義及び大学のカリキュラムの調査を通じての審査基準の開発」という意向を引き出すよりは大学に聞いてしまっているようですが、そういうことをされるとますます収集するという意義が感じていただけないのか、残念なことに十分そろっていないと思います。意気としては、発足以来研究のベースになるということで、各大学の便覧、カリキュラム、あるいはシラバス類を集める努力をしてきたつもりですけれども、ちょっと実り方は不十分です。しかし、私としては、この研究を続ける以上、そういう基礎になるデータベースということで、今度郊外であるが故にかもしれませんが、大きなスペースのビルがいただけるようでありますので、スペース上集められないというような状況はなくなると思いますので、ぜひ継続していただきたいと思います。

学位授与と事業を通じて審査基準を開発していく。研究論文にはなっておりませんが、大学の先生方に集まっていただいて、専門委員の先生方に十分ご議論いただいて、とにかく審査基準、専門の基準とか、最低限どれだけの系統性が必要かということには活かしてきたつもりであります。それを合わせて論文か何かになっていけばよいわけでしょうけれども、勉強したこと自体が即そのまま機構の学位の審査基準にあらわれているというふうに解釈していただきたいと思います。

#### 4-3-2 海外の学位及び単位修得認定制度の把握

その前提として、海外の学位や単位修得認定制度の枠ということが必要でありまして、これらになりますと海外1校1校ごとに違いますので、当初陣容がそろっていないということと同時に、いくら揃えても揃えきれないものでもないということで、研究協力者という制度をつくってもらいました。

研究協力者の機能の一つは、障害者とか、そういう特殊な事情に対応するということと、も

う一方で、こういう調査上のことから研究協力者をお願いしつつ、海外の学位、単位修得認定制度の把握をしてきて、紀要の論文という形で十分にあらわれていないかもしれませんけれども、以上のように学位の体系的の調査研究という柱を立ててきたわけでありませう。

#### 4-4 大学外学習の単位修得認定方法の調査研究

##### 4-4-1 大学外高等教育機関、企業、公共機関等における学習の認定方式の検討

もう一つの柱は、大学外学習の単位修得認定方法の調査研究です。体系的の研究が勉強した割に文章になっていないのに対して、こちらのほうはどちらかというと実践性が非常に低くて、勉強だけをして紀要に論文を載せています。

ポートフォリオとかPONCIとか、要するに企業とか大学以外のところでやってきた学習をどうやって大学の単位と同等として認めるか、経験学習をどうして認めるかという課題です。

私が愕然としたのは、学位授与機構はそういう新しい仕組みとしてつくられたはずでありますけれども、単位として使えるのは大学の単位と、大学外といえば確かに大学外かもしれませんが、いわば大学ファミリーの中の短大と高専のうち、機構が認定した専攻科の単位だけということでもあります。

その一方で、本来のような単位累積加算制度であれば大学に頑張ってもらいたいと思うのは、大学のほうでは、機構創設と同じ平成3年に設置基準の改正と大臣告示で使える単位ができています。自分のところの単位、単位互換の単位だけではなくて、専門学校や資格講習での単位、それだけニュースになりましたけれども、英検も単位として使ってよいと。

ただ、使えるということと、その大学が使うということとは別です。だから、英検がよくなったなら、すべての大学が英検を単位として認めなければいけないとか、そんなことはあり得ない。通達を見てもそうです。しかし運用上は、通達にあるのにどうして認めないのかといった話になるのが往々にして日本の大学の基準やそういうものの運用です。しかし、建前上は、そんなことはありません。

それから正直言って、大学のカリキュラム上、英検が意味がないのなら英検は認めるべきではありません。TOEFLが認められるわけではありません。いや、TOEFLが悪いというわけではありませんけれども、ただ認めればよいというわけではありません。大学のほうはどういう教育をしようとしているのか、それと互換性があるのかということです。そんなことをしたら、日本の大学は、金太郎あめではありませんけれども、大学ごとの特徴がなくなってしまう。ですから、大学のほうで、自分たちの単位とは何かを考えてほしいと思うわけです。

編入でも何でもそうです。1回のあまり標準化されているとは言えない試験をして入れるのか、どういう基準をつくるのか。流動化してきたわけで、設置基準で「大学は、教育上有益と認めるときは」となっているのですから、自分たちの大学の教育の質はこういうものだという、それだけの権限を持っている。

ところが、逆に言うと、学位授与機構のほうはそれを使えない。大学が認めないと使えない。

例えば一遍、英検の単位が大学の単位にならないと、機構では認められない。機構が英検自体を単位としていいよと言うことはできない。その一方で、この大学外の修得単位の認定方法に関して、大学のほうはいわば方法なしにやっている傾向がある。機構のほうは、方法という意識は持っているけれども、そういう手立てを持っていない。そういう提案をしていないということもありますけれども、私は、今後は機構の方できちんと提起すべき事柄だと思います。

#### 4-4-2 海外の学位及び単位修得認定制度の把握

そういう状況の中で、機構では大学外高等教育機関、企業、公共機関等における学習の認定方式の検討ということで、特に、海外における当該制度の調査研究をやってきました、この点の研究も大いに続けるべきだと思っております。

### 4-5 制度発展の検討

#### 4-5-1 見込み申請手続きの一般化方式の開発

次に、制度発展の検討であります。これは当初平成3年にスタートした時点の制度から、2つの点で発展してきました。

1つは、平成3年のスタート時点には見えていなかったのですが、いざ短大、高専の専攻科で単位を積み上げた者に学位を出すという段階になって、特に高専のほうから「見込み申請させてほしい」という、そういう言葉ではなかったけれども、要請が出てまいりました。要するに、機構が認定した専攻科を出たと同時に、機構の学位を取得できるようにしてほしいと。それは専攻科在学中に必要な単位を得られるという見込みのもとに申請するしかないだろうということで、見込み申請という概念をつくったのはこちらですけれども、高専のほうから強い要望が出てきた。

これには機構内部にも反対者がありましたが、私は推進するべきだと思いました。もしこれをやらなければ、非常に少数の申請者しかなくなってしまいます。それは何を意味しているかというと、少数の申請者を無視することではなくて、機構のこの制度がしっかりあるということ的前提にしないと、「何だ、要らないじゃないか」という話になってしまったら元も子もない。それから、どうせ認定専攻科の修了者に学位を与えるのなら、大学生のほうは同じ4年間の学習後に学位をもらえるのに、認定専攻科の学生は短大、高専の本科と合わせて通算4年学習しても、半年後でないともらえないというのは不公平だろう。そういう積極的な理由との両方から、私は賛成派でありまして、それ以上に文部省が強く押したということもありますけれども、見込み申請手続きが実施されることになりました。

ただ、私が悔いているのは、原理的に言ったならば、なぜ短大、高専の認定専攻科の学生に見込み申請を認めるのに、なぜ一般の申請者には認められないのか。不公平である。それ以来、私が唱えてきたのは、これは普遍化すべきではないかということです。見込み申請が認められるのなら、これは普遍化すべきではないか。もし、組織的な教育を受けているから見込めるの

だ、ばらばらでは見込めないのだと言うのなら、なぜ大学院生は見込み申請できないのか。いわゆる飛び入学で、学士を持たないで大学院に入った人は、機構のシステムで学士の学位が取れます（ただし、平成11年の法改正で3年以上の在学で卒業が認められるようになった）。しかし、これは見込み申請が認められないので、大学院の1年が終わってからの申請になります。そうすると、修士論文を書くという段階になって機構に申請するという話です。ところがそのときの申請者はまだ修士課程を終わっていないから、学部那时的研究をもとにして出してくるということにもなりかねないし、同範囲だと不都合である。

原理として、組織的な教育を受けているから見込み申請ができるというのならば、どうして大学院はだめなのかとずっと言ってきましたが、認定専攻科のときに実現できなかった。もうとにかく機会を逸するとそれ1個では取り上げてもらえませんのでだめですが、次の機会にはぜひ実現してほしいと思います。

合わせて、なぜ一般の人はいけないのか。見込める人もいるはずではないか。ところが、登録とか、学生みたいに扱うのはまずいと。機構の発足以来、問題になっているのは、登録させるかどうかです。学位授与機構の創設委員会の報告書は、どちらかというに登録制度を設けるほうでできています。

ところが発足して、私は当然やるものだと思って、どういう登録制度にするかというのを一生懸命考えましたが、実現しませんでした。要するに、現実的な判断として、とてもそこまで手が回らない。それから登録させてしまうと問題だと。よく「機構は教育機関ではないから登録させないのだ」という理屈は、正直言って私はこれも悔いていますが、「当面やれない」という発足当時の事情から、学位審査会に納得してもらうために、教育機関ではないから慎重な検討が必要だということで、そういう理由を考えて通した。

ところが、その後それが既成事実になって、教育機関ではないからできないと。そんなことなら、もともと創設委員会の報告書に書くわけがありません。ただ、登録という言葉は十分詰めたものでもありませんので、それがよいかどうかはわかりません。

そこで私が窮余の策で考えたのが、予備審査です。あと半年後には単位がそろいますよ、1年後にはそろいますよという申請があったら予め見てあげて、「ああ、十分そろいそうだね」という人には見込み申請させて認めたらよいではないかと。事務的に手が回らないとか、そういう理由は当然あると思いますけれども、しかし私のような研究者からすると、原理に反するというか、公平性を欠くというのが気になります。ずうっと気になっています。

もう一つは、これでは専攻科が特権みたいになってしまう。専攻科は重要ですけれども、機構は専攻科のためだけにある制度ではありません。そういう意味では、同等の学習を積んだ人に対して、開かれた制度をつくるのが使命だと思います。そういうことで、見込み申請手続きの一般化方式の開発というのが課題だと思います。

これには法改正の必要はありません。短大、高専の見込み申請も、別に法改正したわけではありません。文部省と機構の合意があったからできたものです。機構内の規則を変えればよい。ただ、勝手にできない。大きな社会的な影響があるものですから、大学との間の合意が必要、

文部省の納得が必要ということはありませんけれども、それで済むことです。このように法改正なくできる制度でありますから、これはもう少し研究を積んで、ぜひ実現すべきではないか。ただ、予備審査制度をつくるというのなら、それなりの手立ては必要ですし、逆に言うと、認定専攻科の見込み申請を認めたがゆえに、申請件数が今もぐいぐい伸びているわけです。ところがそのために、また手いっぱいになって、さらに一般的なほうに手が回らない、こういう循環になります。ですから結局、認定専攻科中心に回り始めてしまって、一般化のほうは先送りという対応になってしまった面もあります。

#### 4-5-2 高卒後単位累積加算による学士授与制度の検討

さて、ここから先の制度的検討というのは、法改正の必要なものであります。二つめは、平成3年以来この制度化に向かって検討するようと言われていた課題で、機構としてはある意味では研究を相対し尽くしているわけでありまして、ただ、これは、やる以上は先の見込み申請手続きの一般化論ではありませんけれども、ちゃんと政策側がそれだけの手当てと覚悟をしてやっていたかできない、ということだけだと思います。要するに、高卒後の単位累積加算による学士授与制度ですが、これはあるきっかけでまた出てくると思います。今後中央教育審議会とか、そういうところで議論したときにこういうものが関係してくる。

これは数の割には手間がかかる仕事です。もう一つは、需要予測が立たない。どうやったら需要予測ができるかもわからない。それからもう一つは、機構の学位の性格にあいまいがあります。看護の学士といたしながら、看護師になるのに必要な資格自体は別に取れてしまうわけで、そこにアカデミックな要素をかぶせる。そういう解釈も公的にはやってないので、何かよくわからない。薬学についても、薬剤師の免許には結びつかないけれども薬学の学士であるとか、スタート時によく考えられていない。それ以上考えられないということもありますけれども、いろいろと背負っているものがありますので、理念的にこれをやるのは難しい。

それから、別に理念ではなくても、高卒後の単位累積加算による学士授与制度という議論は、行政改革、規制緩和などという時にも出てくる。大学編入資格をもつ者だけというのは不要な規制ではないかという発想から出てきたり、いろいろなところから突き上げが来ます。この辺は微妙なところですね。前者の見込み申請の一般化よりはまだ少し実現までの距離があると思います。もう一つ、特に高卒後の単位累積加算学士をやる上では、単位の取得先が広くなればまた意味がないわけでありまして、これはあわせて検討していく問題だと思います。

#### 4-5-3 単位累積加算修士授与制度の検討

三つ目は、単位累積加算修士制度であります。これはそもそもこうした制度の議論の発端となった臨教審以来、潜在的にあるものです。しかし、大学審の中で論文博士と一緒に消えてしまった。ただ、大学審答申は論文博士をこの機関が授与することを明らかに否定しているのに対して、言及しないという形で終わっています。正直言って、単位累積による学士はいかにも理念的なのです。最初から単位累積で4年間学習し、学士を目指そうなどと考える人はそうは

いないはずで。

世界の中でも、実際この枠組みは何に使われるかという点、大学での学習がほとんど終わっているのに中退した人だとか、そういう人のためにある。そういう意味では、制度を開けば一時的には相当の需要はあるかもしれませんが。逆に言うと、学位授与機構は一方でまた、積極的に「こんなことをしています」と社会に訴えてきた制度ではない。ある一部の人が知っているというような制度です。放送大学ですらあまり有名ではないのを、宣伝してようやく広まったぐらいですから、「学位授与機構って何だ」と知っている人は多分特別な方です。

ただ、それは公的な機関であることとか、大学との競合とか、いろいろなことで静かに静かに蓄積してきたわけで、私はまず実績をつくることでよいと思ってきましたけれども、今後どうかわからない。それから、大学評価が名称に付くことによって、「あれ、何だろう」という形で目立ち始めますので、制度を開けば開いたで中退者もいっぱいいるから、ある程度は需要があると思います。

単位累積加算による修士の授与制度に関しては、なぜ大学でやれるのに機構でやらなければいけないかということがある。それに、修士は大体30単位ですから、学士の124単位を取るのに比べれば、単位自体はそんなに難しくないだろうと思います。ただ、修士論文というもの、そこが今度ではものすごく比重が重いわけです。それを一体だれが責任をもって見るのかという辺りがこれから検討課題でしょう。

これは、私が提案しようというものではなくて、臨教審とかそういう議論に潜在していて、少なくとも学位授与機構の課題として上がってきたものです。ですから逆に言うと、我々が言わなくても何かの折に出てきます。機構の姿勢としては多分、この単位累積加算による修士授与は、むしろ大学からの要望でやる部分だと思います。機構が積極的にというよりは、大学のほうがいろいろな人に大学院を開いてその多様性に困り出している。機構の創設からこの10年で明らかに変わっているのは、「大学以外のところが学位を出すのはけしからん」という意識からこの10年間で、学位授与機構があっても何も損してないことに気がついているわけです。

ですから、機構の制度をうまく活用しようと。そもそも飛び入学者に対する学士授与でも機構が一部は解決してあげられるわけだし、機構と対立するというよりは、大学以外が学位を出すというのは、最初は相当理念的なものもあるかもしれませんが。しかし考えてみれば、大学の先生が機構に来て審査しているわけですから、違うものではありません。

したがって、大学対学位授与機構ではなくて、学位授与機構は大学共同体のエクステンションですから、それを大学共同利用機関と同等の仕組みと言っているわけです。機構が一方的に修士を出しましよと言っただけではなくて、機構はコーディネーターで、大学が共同体として集まって、そこの判断でやってくださいという装置です。だから、この装置の意味をわかってくだされば、それから正直に言って、大学は今いろいろな学生を抱えているので、大学のほうにそういう声が多少あるようにも聞いています。

#### 4-5-4 大学外学習の単位修得認定方法の開発

それから、機構として大学外学習の単位修得認定どうするかを具体的に検討する必要があると思います。これは、今大学で認められているものを機構でも直接使えるようにするという問題よりも、さらにはすでに海外調査で明らかになっているような方式を、機構としてちゃんと開発し、運用する方向に踏み出すかという問題だと思います。

### 4-6 関連の研究課題

#### 4-6-1 CEUスキームの確立及び普及

以上に関連した研究課題でありますけれども、日本の大学単位というのは一般的にはインフレ安売り状態であります。1単位というのは45時間分の学習ですから、例えば4単位の科目というのは、実は1か月分勉強ですから、4単位科目を取ったら人が変わるぐらいの学習量です。ですから、アメリカの大学では1年で適応できるかどうか問われ、脱落率は1年生に多い。そういう勉強に耐えられる者が残って、4年の卒業時には日本の学生を抜いてしまうわけです。

要するに、教育力のある教育をするためには、単位制度の運用が非常に重要ですが、一方でそういう単位だけでは大学の行なっている教育活動全般をおおえなくなったのは事実で、それを解決するために、アメリカではもう少し負荷の低い単位をつくって、10時間のコンタクト・アワーでよい。予習、復習をしろとか、そんなことは言わない。知識を掴んでもらう。日本の場合それになってしまっていますが、知識をとにかく掴んでもらう。あるいは、その時間分の訓練してやる。ということで、コンタクト・アワーを重視した単位数をつくっています。これはContinuing Education Unit、継続教育単位というものでありまして、名称はともかく、大学の活動を幅広いものにしていくためにはこれまでの単位とは別にこういうものを用意する必要があります。そうでないと、通常の公開講座でも単位を出せとか、日本の低いインフレ単位の現状を前提に公開講座でも同程度だと言ってしまったり、そんなことで認めてしまえばさらに低い単位になってしまいます。そういう意味では単位の二重構造ということも必要だと思います。

#### 4-6-2 IT遠隔学習の動向

それから、IT学習の動向です。今後、学位とか、特に単位累積とか、こういう問題を考えていく場合、ITを通じた遠隔学習の動向を知らないととんだことになると思います。そういう意味で、関連の研究としてITによる学習の研究を怠ると、時代遅れの研究をすることになります。学外学位という言葉が使われなくなったのも、internalとexternalの区別がつかなくなりだしているのもこのITのせいでもあります。

ITの能力というのは、今でも学習の手段として本当は十分ではありません。しかし、ブロードバンドが現実になってきますとさらに加速しますし、すべてを肩代わりするというわけはありませんけれども、ITの重要性は益々増加するので、IT学習の情報を押さえずにこの

制度の問題も考えられないという意味で、ぜひ今後の研究として進めていただきたいということです。

#### 4-7 課程認定方式の革新

最後に、課程認定方式の革新が必要になっております。当機構の課程認定の方式、大学校にしる、専攻科にしる、それは設置審査の方式を導入したもので、残念ながら私たちは何もできませんでした。それから、これについてはなかなか何も言えない状況でありました。

ただ、これは非常に時代遅れであります。要するに、先生の研究業績のところだけを見て判断する。例えば高専の意義は実践性というようなところにあるわけですから、高専の先生ならではの業績を見るべきです。

そうすると、高専と大学は違うのだという話になって、学位を出せるのかという話になりますけれども、大学そのものも今は実践性を求められていますし、その辺はよく研究していかなくてはいけない本質的な問題です。加えて、さらに設置審査が変わりつつあります。古い設置審査のやり方を踏襲しているのでは、機構のほうが遅れてしまいます。今度、設置基準が変わり、教育業績を重くした教員基準になります。ですからこれは緊急のことでありまして、機構の認定審査が従来のものでよいのかということです。本当はそれこそCNA方式ではありませんけれども、NIAD方式の教育評価のやり方とか、そういうものを開発していくというような工夫が必要になってくるのではないのでしょうか。合わせて、機構が独自の、大学校の課程認定審査をやるとか、短大、高専専攻科の課程認定審査をやるとか、そういうことの意味は何かということについて、ぜひご研究いただきたいということでもあります。

[ABSTRACT]

Missions, Experiences and Directions:  
Research Activities connected with Degree-Awarding Works  
of National Institution for Academic Degrees (NIAD)

TACHI Akira \*

In this article, I examine the missions of research activities connected with degree-awarding works of the National Institution for Academic Degrees (NIAD), which was erected in 1991. I also discuss its 10-year experiences and its future directions.

The items examined and discussed here are as follows.

1. The missions of NIAD
  - 1.1. Legal provisions of the missions of NIAD
  - 1.2. The degree-awarding power of NIAD
  - 1.3. Two schemes of awarding degrees and two types of degree-granting institutions
  - 1.4. Awarding degrees through assessment and validation -the legacy of UK-CNAA
  - 1.5. Validation by universities and Ireland-NCAA
  - 1.6. The concept of "External Degrees"
2. Discussions on "Credit Accumulation and Addition System"
  - 2.1. The meaning of Credit Accumulation and Transfer Scheme in UK
  - 2.2. The idea of Credit Accumulation and Addition System and NIAD
3. Research activities of NIAD
  - 3.1. Research for development of NIAD works
  - 3.2. Supporting universities to administer their degree systems
  - 3.3. Supporting higher education policies on academic degrees and credit systems
4. Subjects of Research
  - 4.1. Basic Surveys
  - 4.2. Development of "Credit Accumulation and Addition System"
    - 4.3. Studies on integrity of academic degree system
      - 4.3.1 The meaning of bachelor's degree and development of criteria for assessment
      - 4.3.2 Systems of degree and credit awarding in foreign countries
    - 4.4. Credit awarding for external learning experiences
      - 4.4.1. Studies of methods of assessment of learning in non-university institutions, corporations and public enterprises.
      - 4.4.2. Studies of degree and credit systems in foreign countries
  - 4.5. Discussions for development of NIAD system
    - 4.5.1. Generalization of application of those who prospect to complete credit works
    - 4.5.2. Discussion on renovation of NIAD bachelor's degree by credit accumulation
    - 4.5.3. Discussion on the possibility of NIAD master's degree by credit accumulation
    - 4.5.4. Development of the methods of conferring credits to learning results outside of universities
  - 4.6 Related Study Subjects
    - 4.6.1. Establishment and Diffusion off the idea of CEU
    - 4.6.2. Studies on evolution of IT distance learning and NIAD degree system
  - 4.7. Innovation of NIAD system of validation of education programs

---

\* Professor, Faculty of University Evaluation and Research, National Institution for Academic Degrees